

上北山村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	人 468	千円 1,560,041	千円 260,850	千円 399,651	% 25.6	% 19.8

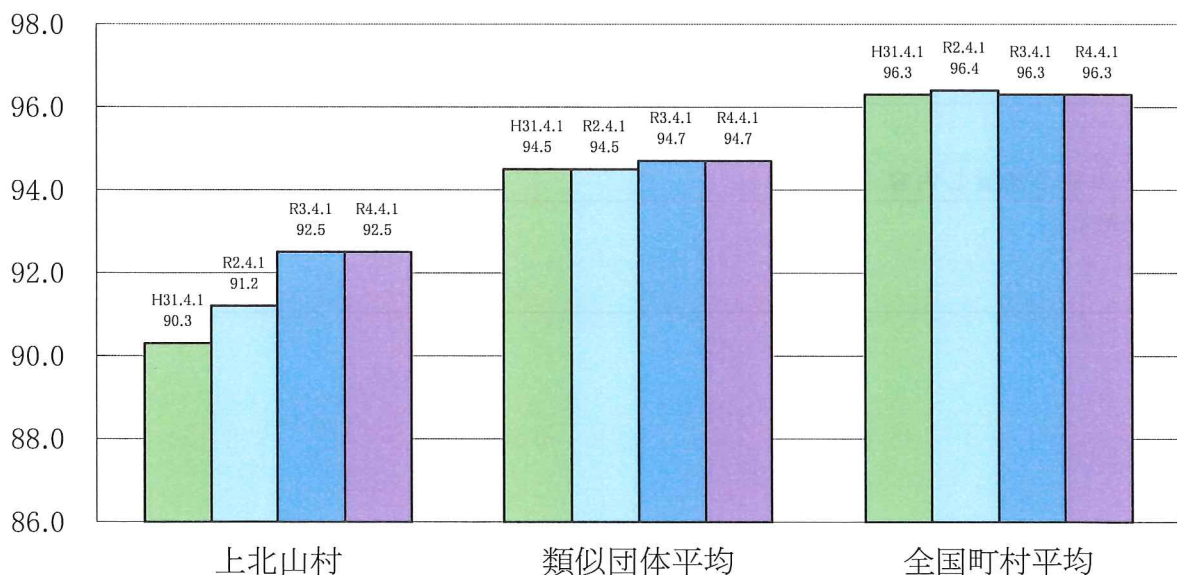
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
令和3年度	人 40	千円 131,664	千円 18,363	千円 49,364	千円 199,391

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均一人当たり給与費
千円 4,984	千円 5,729

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①経験年数の変動によるもの

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和4年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.3%引上げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

なし

③その他の見直し内容

支給なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和4年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
上北山村	38.3歳	267,700円	312,415円	290,321円
奈良県	42.3歳	312,941円	398,040円	359,711円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円
類似団体	40.9歳	290,443円	335,143円	317,423円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
上北山村	39.7歳	2人	192,900円	196,200円	192,900円	—	—	—	—
うち給食調理員	※	1人	※	※	※	飲食物調理従事者	43.9歳	253,700円	—
うちその他	※	1人	※	※	※	—	—	—	—
奈良県	54.8歳	51人	297,209円	344,631円	329,514円	—	—	—	—
国	51.1歳	2,114人	286,570円	—	328,416円	—	—	—	—
類似団体	48.5歳	2人	255,880円	282,233円	269,750円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成31年～令和3年の3ヶ月年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和4年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		上北山村	奈良県	国
一般行政職	大学卒	182,200円	188,700円	182,200円
	高校卒	150,600円	154,900円	150,600円
技能労務職	高校卒	147,900円	145,850円	—
	中学卒	139,900円	132,300円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

区 分		経験年数9年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	237,500 円	- 円	※ 円	- 円
	高校卒	※ 円	- 円	※ 円	- 円
技能労務職	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円

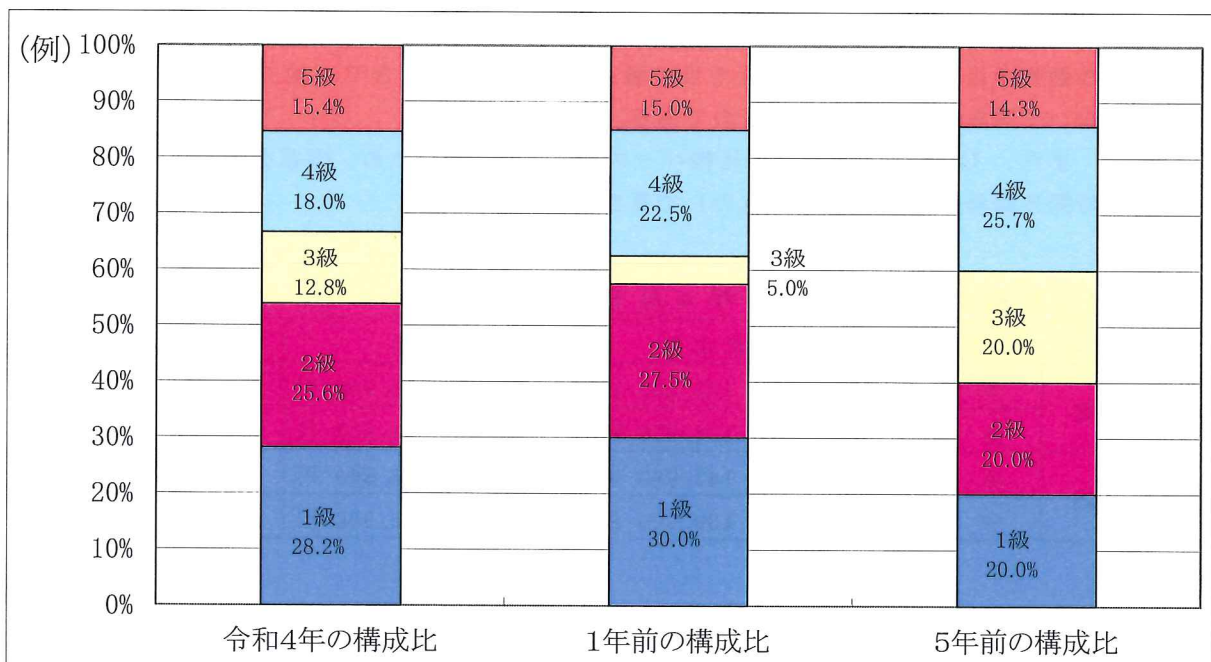
1. 該当者がいない場合については「-」としている。
2. 対象となる職員が2人未満の場合は、個人の特定を避けるため「※」としている。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

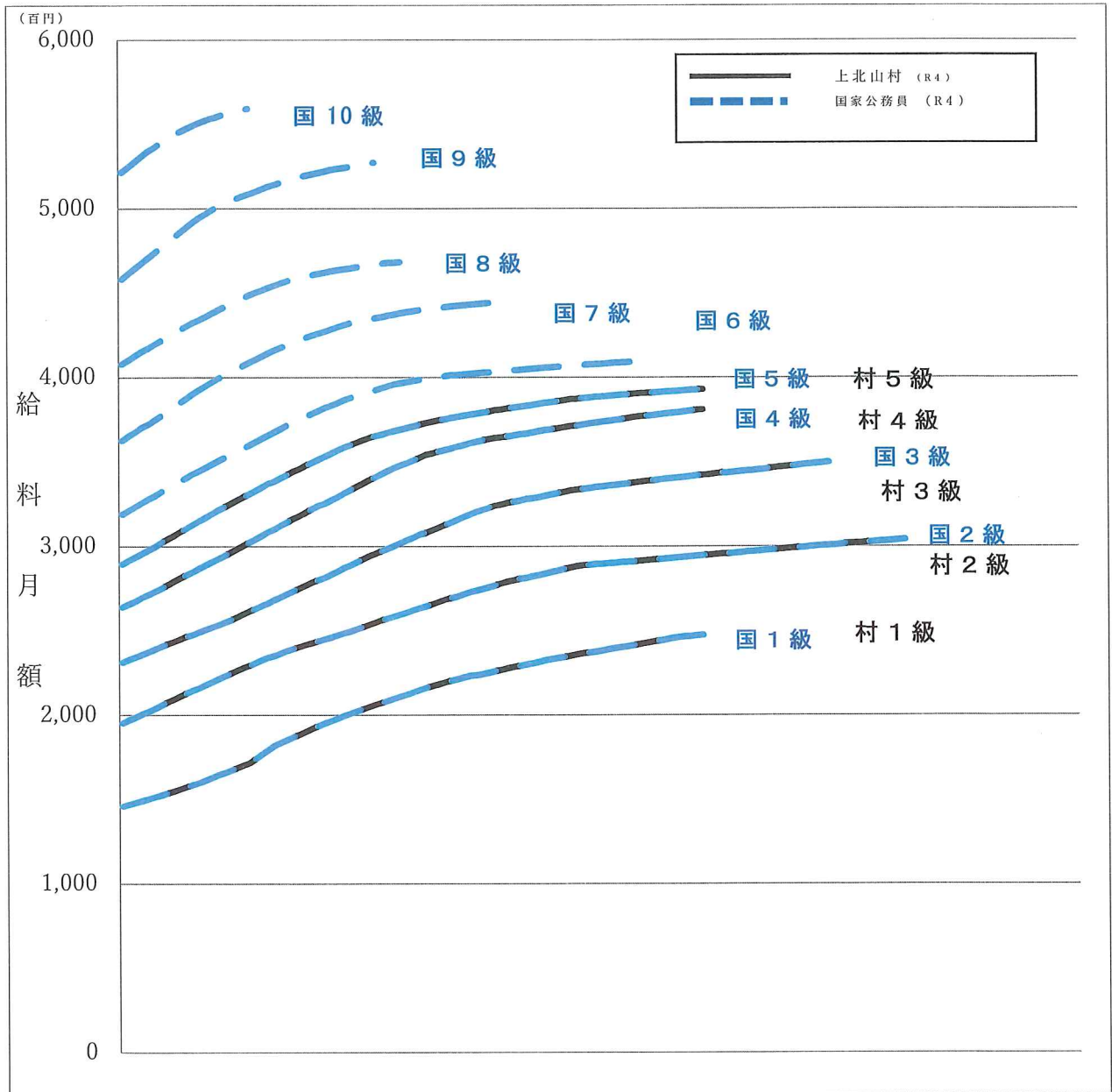
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補 技師補 保育士	11 人	28.2 %	146,100 円	247,600 円
2級	主事・技師 高度の知識を有する 保育士	10 人	25.6 %	195,500 円	303,900 円
3級	主査 特に高度の知識を有 する保育士	5 人	12.8 %	231,500 円	350,000 円
4級	主幹・次長・局長	7 人	18.0 %	264,200 円	381,000 円
5級	課長・事務長 次長・局長	6 人	15.4 %	289,700 円	393,000 円

- (注) 1 上北山村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和4年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（上北山村）

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

上北山村	奈良県	国
1人当たり平均支給額（令和3年度） 千円	1人当たり平均支給額（令和3年度） 千円	—
（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.35 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.35）月分 （0.90）月分	（令和3年度支給割合） 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 （1.45）月分 （0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～10%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（上北山村町村）

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和4年4月1日現在）

上北山村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)			・定年前早期退職特例措置 (割増率2~45%)		
1人当たり平均支給額	18,739千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年年度及び令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）			0%	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和3年度 決算)	左記職員に対する支給 単価
伝染病防疫 作業手当	伝染病に従事する 職員	伝染病防疫作業	0千円	日額 4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	5,084 千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和3年度決算）	154 千円
支給実績（令和3年度決算）	4,392 千円
職員1人当たりの平均支給年額（令和2年度決算）	137 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和3年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和4年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和3年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・子（15歳に達する日以後の最初の4月1日～満22歳に達する日以後の最初の3月31日まで） 加算 5,000円 ・父母等 6,500円	同じ	—	3,334 千円	175,473 円
住居手当	借家・借間の職員（最高支給限度額28,000円） ・月額27,000円以下の家賃（家賃額-16,000円） ・月額27,000円を超える家賃（（家賃-27,000円）÷2+11,000円）	同じ	—	3,008千円	231,415 円
通勤手当	・自動車等使用職員 2km以上距離に応じて支給 1,600円～25,280円 ・交通機関を利用する職員 最高限度額	異なる	20%減額	4,550 千円	108,568 円

	55,000円				
管理職手当	管理監督の職にある管理職の職員に支給 ・課長級 46,100円 ・主幹級 31,200円	異なる	支給額	7,017千円	438,568円
宿日直手当	1回 4,400円	同じ	—	2,142千円	63,023円

5 特別職の報酬等の状況（令和4年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	村 長	660,000円 (660,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 810,000円 / 455,000円	
	副 村 長	580,000円 (580,000円)	650,000円 / 440,000円	
報 酬	議 長	200,000円 (200,000円)	360,000円 / 140,000円	
	副 議 長	170,000円 (170,000円)	320,000円 / 115,000円	
	議 員	160,000円 (160,000円)	300,000円 / 100,000円	
期 末 手 当	村 長 副 村 長	(令和3年度支給割合) 3.35月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和3年度支給割合) 3.35月分		
退 職 手 当	村 長 副 村 長	(算定方式) 給料月額×在職年数×520/100 給料月額×在職年数×330/100	(1期の手当額) 1,373万円 766万円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

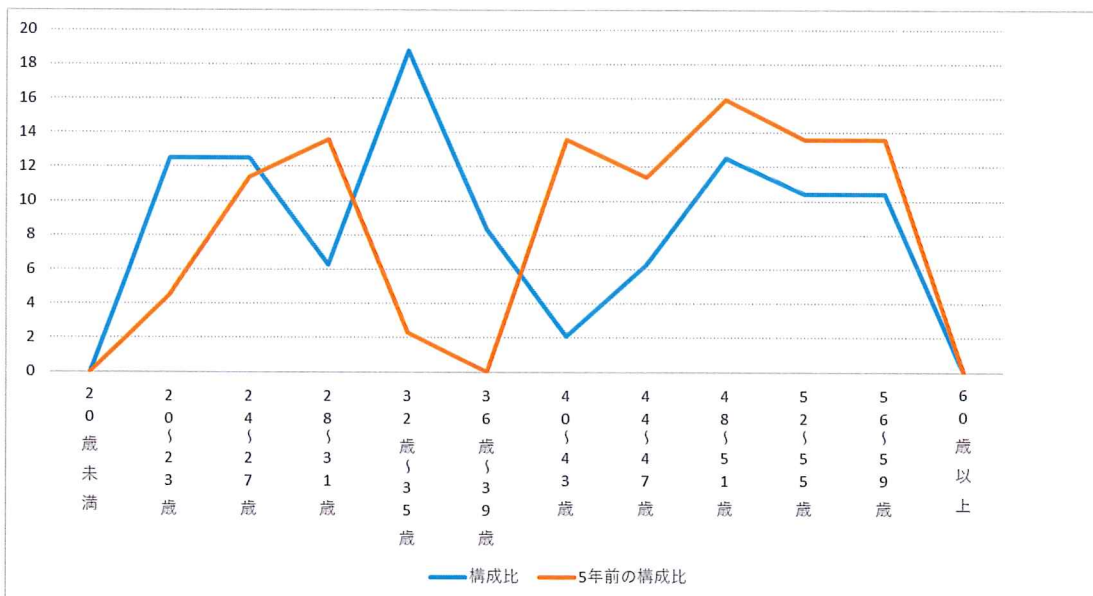
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 数 増 減	主 な 増 減 理 由
			令 和 3 年	令 和 4 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	0	機 構 改 革 に 伴 う 増 機 構 改 革 に 伴 う 減 < 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 741.53人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 214.30人)
		総 務 課	11	15	4	
		税 務	1	1	0	
		農 水	3	3	0	
		商 工	12	6	▲ 6	
土 木		3	3	0		
民 生		3	4	1		
計	2	2	0			
	計	36	35	▲ 1		
	教 育 部 門	5	5	0		
	消 防 部 門	0	0	0		
	小 計	41	40	▲ 1	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 847.46人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 249.67人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	そ の 他	6	8	2	機 構 改 革 に 伴 う 増	
	小 計	6	8	2		
合 計		47	48	1	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 1016.95人	
		[65]	[65]	[]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	6人	6人	3人	9人	4人	1人	3人	6人	5人	5人	0人	48人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	29年	30年	31年	2年	3年	4年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	31	31	35	35	36	35	4(12.9%)
教育	6	4	5	5	5	5	▲1(16.6%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0.0%)
普通会計計	37	35	40	40	41	40	3(8.1%)
公営企業等会計計	7	6	6	6	6	8	1(14.2%)
総合計	44	41	46	46	47	48	4(9.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

